

別表（第9条関係）

区分		必要な書類	
1	鉄道賃	条例第33条第1項において準用する旅費条例第8条第1項第1号の運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）	(1) 運賃の等級及び額を証明するに足る書類 (2) その支払を証明するに足る書類
		条例第33条第1項において準用する旅費条例第8条第1項第2号から第5号までに掲げる費用	(1) その支払を証明するに足る書類 （教育委員会が必要と認める場合に限る。）
		条例第33条第1項において準用する旅費条例第8条第1項第6号の費用	(1) その支払を証明するに足る書類
2	船賃	条例第33条第1項において準用する旅費条例第9条第1項第1号の運賃（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。）	(1) 運賃の等級及び額を証明するに足る書類 (2) その支払を証明するに足る書類
		条例第33条第1項において準用する旅費条例第9条第1項第2号から第5号までに掲げる費用	(1) その支払を証明するに足る書類
3	航空賃	条例第33条第1項において準用する旅費条例第10条第1項第1号の運賃	(1) 運賃の等級及び額を証明するに足る書類 (2) その支払を証明するに足る書類
		条例第33条第1項において準用する旅費条例第10条第1項第2号及び第3号に掲げる費用	(1) その支払を証明するに足る書類
4	その他の交通費	条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第11条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる費用	(1) その支払を証明するに足る書類
		条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例	(1) 路程の距離を証明するに足る書類

	第 1 1 条第 1 項第 4 号の費用	
5	宿泊費	(1) その支払を証明するに足る書類
6	包括宿泊費	(1) その支払を証明するに足る書類 (2) その移動に係る内容を証明するに足る書類
7	転居費	(1) その支払を証明するに足る書類 (2) 転居を証明する書類 (3) 同居する家族であることを証明する書類（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。） (4) 条例第 3 3 条第 1 項において準用する旅費条例第 1 7 条第 1 項第 2 号ア又はイに規定する許可を証明するに足る資料（同号ア又はイに規定する場合に該当するときに限る。） (5) 条例第 3 3 条第 1 項において準用する旅費条例第 1 7 条第 2 項に規定する延長の許可を証明するに足る書類（同項に該当する場合に限る。）
8	着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	(1) その支払を証明するに足る書類
9	家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	(1) その支払を証明するに足る書類 (2) 移転を証明する書類 (3) 同居する家族であることを証明する書類 (4) 条例第 3 3 条第 1 項において準用する旅費条例第 1 7 条第 1 項第 2 号に規定する許可を証明するに足る書類（同号に規定する場合に該当する場合に限る。）
1 0	渡航雑費（外貨交換手数料及び入出国税を除く。）	(1) その支払を証明するに足る書類
1 1	条例第 3 3 条第 1 項において準用する旅費条例第 2 0 条に規定する旅費	(1) 請求する種目に相当するものに応じた前各項に規定する書類

		<p>(2) 退職等の事由を証明する書類</p> <p>(3) 所定の期間内に退職等に伴う旅行又は帰住をしたことを証明するに足る書類</p> <p>(4) 旅行中に又は外国の在勤地において退職等となったことを証明する書類</p>
1 2	条例第 3 3 条第 1 項において準用する旅費条例第 2 1 条に規定する旅費	<p>(1) 請求する種目に相当するものに応じた第 1 項から第 1 0 項までに規定する書類</p> <p>(2) 職員、配偶者又は子の死亡及びその死亡地を証明する書類</p> <p>(3) 帰住を証明する資料（遺族が帰住した場合に限る。）</p> <p>(4) 遺族であることを証明する書類（請求者が遺族である場合に限る。）</p>
1 3	条例第 3 3 条第 1 項において準用する旅費条例第 3 条第 6 項に規定する旅費	<p>(1) 損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る書類</p> <p>(2) 旅行命令等の変更、条例第 3 3 条第 1 項において準用する旅費条例第 3 条第 1 項、第 2 項、第 4 項若しくは第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は規則第 5 条第 1 項においてその例によることとされる旅費規則第 5 条第 1 項各号に掲げる場合に該当することを証明する書類</p> <p>(3) 同居する家族であることを証明する書類（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。）</p>
1 4	条例第 3 3 条第 1 項において準用する旅費条例第 3 条第 7 項に規定する旅費	<p>(1) 天災又は規則第 6 条第 1 項においてその例によることとされる旅費規則第 6 条第 1 項各号に掲げる</p>

	事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る書類 (2) 喪失額を証明するに足る書類
--	--